

「ドワンゴ vs FC2」

- 国外サーバから日本ユーザーへのプログラム配信の侵害成否について -

知財商判

令和4年7月20日判決言渡

平成30年（ネ）第10077号 特許権侵害差止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成28年（ワ）第38565号）

口頭弁論終結日 令和4年3月7日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人らは、別紙被控訴人らプログラム目録記載1のプログラムを生産し、譲渡し、貸し渡し、電気通信回線を通じた提供をし、又はこれらのプログラムの譲渡、貸渡し若しくは電気通信回線を通じた提供の申出をしてはならない。
 - (2) 被控訴人らは、別紙被控訴人らプログラム目録記載1ないし3のプログラムを抹消せよ。
 - (3) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1億円及びこれに対する被控訴人FC2につき平成29年3月3日から、被控訴人HPSにつき同年1月26日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 控訴人の被控訴人らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人と被控訴人FC2との間に生じた訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人FC2の負担とし、控訴人と被控訴人HPSとの間に生じた訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人HPSの負担とする。
- 3 この判決は、1項(1)ないし(3)に限り、仮に執行することができる。
- 4 被控訴人FC2のため、この判決に対する上告及び上告受理申立ての

ための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人らは、別紙被控訴人ら装置目録記載1ないし3の装置を生産し、又は使用してはならない。

3 被控訴人らは、別紙被控訴人らプログラム目録記載1ないし3のプログラムを生産し、譲渡し、貸し渡し、電気通信回線を通じた提供をし、又はこれらのプログラムの譲渡、貸渡し若しくは電気通信回線を通じた提供の申出をしてはならない。

4 被控訴人らは、別紙被控訴人らプログラム目録記載の1ないし3のプログラムを抹消せよ。

5 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1億円及びこれに対する被控訴人FC2につき平成29年3月3日から、被控訴人HPSにつき同年1月26日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

7 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、いずれも名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許第4734471号に係る特許権（以下「本件特許権1」といい、本件特許権1に係る特許を「本件特許1」といい、本件特許1に係る設定登録時の明細書及び図面を併せて「本件明細書1」という。）及び特許第4695583号に係る特許権（以下「本件特許権2」といい、本件特許権2に係る特許を「本件特許2」といい、本件特許2に係る設定登録時の明細書及び図面を併せて「本件明細書2」という。また、以下、本件特許権1及び2を併せて「本件各特許権」といい、本件特許1及び2を併せて「本件各特許」という。）を有する控訴人が、被控訴人FC2が提供する原判決別紙「被告らサービスの概要」記載の各サービス（以下、同別

紙記載の個々のサービスを同別紙の番号に対応させて「被控訴人らサービス1」などといい、被控訴人らサービス1ないし3を併せて「被控訴人ら各サービス」という。)に用いられている別紙被控訴人らプログラム目録記載の各プログラム(なお、控訴人は、当審において、技術的な理由から、原判決別紙被告らプログラム目録の内容を別紙被控訴人らプログラム目録の内容に若干訂正したが、これについては、当該訂正の前後で同一のプログラムを指すものと認め、以下、当該訂正の前後を問わず、別紙被控訴人らプログラム目録記載の個々のプログラムを同目録の番号に対応させて「被控訴人らプログラム1」などといい、被控訴人らプログラム1ないし3を併せて「被控訴人ら各プログラム」という。)は本件特許1の請求項9及び10に係る各特許発明並びに本件特許2の請求項9ないし11に係る各特許発明の技術的範囲に属し、被控訴人ら各プログラムがインストールされた情報処理端末である別紙被控訴人ら装置目録記載の各装置(以下、同目録記載の個々の装置を「被控訴人ら装置1」などといい、被控訴人ら装置1ないし3を併せて「被控訴人ら各装置」という。)は本件特許1の請求項1、2、5及び6に係る各特許発明並びに本件特許2の請求項1ないし3に係る各特許発明の技術的範囲に属し、被控訴人らによる被控訴人ら各装置の生産及び使用並びに被控訴人ら各プログラムの生産、譲渡、貸渡し及び電気通信回線を通じた提供(以下、譲渡、貸渡し及び電気通信回線を通じた提供を「譲渡等」という。)並びに譲渡等の申出は本件各特許権を侵害すると主張し、被控訴人らに対して、①特許法100条1項に基づき、被控訴人ら各装置の生産及び使用並びに被控訴人ら各プログラムの生産、譲渡等及び譲渡等の申出の差止めを求め、②同条2項に基づき、被控訴人ら各プログラムの抹消を求め、③民法709条及び同法719条に基づき、損害賠償金の内金1億円及びこれに対する不法行為の後である訴状送達の日(被控訴人FC2につき平成29年3月3日、被控訴人HPSにつき同年1月26日)から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

ものではない。したがって、被控訴人HPSに関し、特許法102条2項の推定が及ぶ余地はない。

オ 被控訴人HPSは、被控訴人らプログラム2及び3の開発には関与していないから、被控訴人HPSが被控訴人らプログラム2及び3の生産等をしたことを前提として損害額を算定する控訴人の主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の請求は被控訴人らに対し被控訴人らプログラム1の生産、譲渡等及び譲渡等の申出の差止め、被控訴人ら各プログラムの抹消並びに1億円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 本件発明1の意義について

(1) 本件明細書1の記載

本件明細書1の記載は、原判決別紙特許公報(甲1の2)のとおりであるが、その概要は、以下のとおりである。

【技術分野】

【0001】

本発明は、動画とともにコメントを表示する場合における表示装置、コメント表示方法、及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、例えば、放送されたテレビ番組などの動画に対してユーザが発言したコメントをその動画と併せて表示するシステムがある。

例えば、地域ごとに放送時間が異なるテレビ番組等に関する掲示板において、テレビ番組の1シーンに対する書き込みを、放送開始からの正味時間に対応させて記憶しておき、掲示板を閲覧する時間が異なっても、以前に書き込まれた内容がテレビ番組のシーンに合わせて表示させるシステムがある…。このシステムによれ

ば、ユーザは放送時間のタイムラグを感じる事がなく、テレビ番組を見ながら、コメントを閲覧して楽しむことができる。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上述した従来技術におけるシステムを利用すると、以下のことが考えられる。すなわち、動画上に多数のコメントが書き込まれたとすると、コメント同士が重なり合ってしまう、コメントを読みにくくなってしまう。また、ユーザ毎にコメントを表示する位置を割り当ててしまうと、重なることを解消することができるが、同じ画面上にコメントを書き込めるユーザの数が限られてしまうため、大人数でコメントを交換する面白みが低減してしまう。

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたもので、その目的は、複数のコメントが書き込まれても、コメントの読みにくさを低減させることができる表示装置、コメント表示方法、及びプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上述した課題を解決するために、本発明は、動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置であって、前記コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報を記憶するコメント情報記憶部と、前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生部と、前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコメントを前記コメント情報記憶部から読み出し、当該読み出されたコメントを、前記コメントを表示する領域である第2の表示欄に表示するコメ

業務委託契約を締結していること及びその内容（前記(1)タ）、被控訴人H P Sが平成28年9月23日当時に求人サイトのインタビューに対して述べていた内容（前記(1)チ）並びに被控訴人H P Sが同日当時及び平成29年10月当時に求人広告に記載していた内容（前記(1)ツ及びテ）に照らすと、被控訴人H P Sの従業員数の減少の事実（丙8の1ないし6）、被控訴人H P Sの売上げの減少の事実（丙13の1ないし3、丙14の1ないし3）及び被控訴人F C 2が被控訴人H P Sに対し平成29年5月30日に同年8月31日をもって業務委託契約（ドメインに関する業務に係る部分を除く。）を終了させる旨の意思表示をしたこと（丙12の1及び2）を考慮してもなお、被控訴人F C 2と被控訴人H P Sとの間の業務委託契約が終了したと認めることはできず、その他、そのような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、被控訴人らの上記主張を採用することはできない。

(4) 被控訴人らの不法行為

ア 被控訴人ら各プログラムの電気通信回線を通じた提供

(ア) 前記(1)及び(2)のとおり、被控訴人らは、共同して日本国内に所在するユーザに対し、被控訴人ら各プログラム（令和2年9月25日以降は被控訴人らプログラム1。以下同じ。）を配信している。

(イ) a この点に関し、証拠（乙107、乙108の1ないし4、乙109の1ないし3、乙110、乙111の1ないし5、乙112の1ないし3、乙113）及び弁論の全趣旨によると、被控訴人ら各プログラムは、米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信されるものと認められるから（以下、被控訴人ら各プログラムを日本国内に所在するユーザに向けて配信することを「本件配信」という。）、被控訴人ら各プログラムに係る電気通信回線を通じた提供（以下、単に「提供」という。）は、その一部が日本国外において行われるものである。そこで、本件においては、本件配信が準拠法である日本国特許法にいう「提供」に該当するか否かが問題となる。

b 我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国の特許権は、日本国の領域内においてのみ効力を有するものである（最高裁平成7年（オ）第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁、前掲最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決参照）。そして、本件配信を形式的かつ分析的にみれば、被控訴人ら各プログラムが米国の領域内にある電気通信回線（被控訴人ら各プログラムが格納されているサーバを含む。）上を伝送される場合、日本国の領域内にある電気通信回線（ユーザが使用する端末装置を含む。）上を伝送される場合、日本国の領域内でも米国の領域内でもない地にある電気通信回線上を伝送される場合等を観念することができ、本件通信の全てが日本国の領域内で完結していない面があることは否めない。

しかしながら、本件発明1-9及び10のようにネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。他方、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。

したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう

「提供」に該当すると解するのが相当である。

c これを本件についてみると、本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトへアクセスすることにより開始され、完結されるものであって（甲3ないし5、44、46、47、丙1ないし3）、^①本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、^②本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また^③本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明1-9及び10に係る動画を視聴することができるのであって、^④本件配信により得られる本件発明1-9及び10の効果は、日本国の領域内において発現している。これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。

d 以上によれば、本件配信は、日本国特許法2条3項1号にいう「提供」に該当する。

なお、これは、以下に検討する被控訴人らのその余の不法行為（形式的にはその一部が日本国の領域外で行われるもの）についても当てはまるものである。

e 被控訴人らは、被控訴人ら各プログラムは米国内のサーバから自動的に配信されるものであり、提供行為は米国の領域内で完結しているから、本件配信は日本国特許法にいう「提供」に当たらない旨主張するが、上記説示したところに照らすと、これを採用することはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、被控訴人らは、本件配信をすることにより、被控訴人ら各プログラムの提供をしているといえる（特許法2条3項1号）。

イ 被控訴人ら各プログラムの提供の申出

被控訴人らは、被控訴人ら各サービス（令和2年9月25日以降は被控訴人らサ